

都道府県国民保護モデル計画のポイント

第1編 総論

第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

第2章 国民保護措置に関する基本方針

基本的人権の尊重等特に留意すべき基本的な方針を明示。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

第4章 県の地理的、社会的特徴

各都道府県にまかせることを前提として記述。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

武力攻撃事態及び緊急対処事態の特徴等については、基本指針を引用することにより、簡潔に説明。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 県における組織・体制の整備

事態認定前の段階における職員参集基準についても明示。

第2 関係機関との連携体制の整備

平素における関係機関（指定行政機関、自衛隊、指定地方行政機関、他の都道府県、市町村、指定公共機関、ボランティア団体等）との連携体制整備の在り方を明示。

基地所在都道府県における米軍との連携については、関係省庁において対応を協議しており、今後、一定の整理がついた段階で、情報提供を行うこととしている。

第3 通信の確保

事態が発生した場合には、通信の確保が極めて重要となることに鑑み、平素より取り組むべき事項を明示。

第4 情報収集・提供等の体制整備

安否情報については、収集・報告すべき内容を明示するとともに、準備すべき内容を明示。（なお、安否情報は、国民保護法において、初めて法律上位置づけられた事務）

第5 研修及び訓練

訓練については、訓練内容を評価し、明確になった課題を、県計画の見直しに生かすべきことなどの留意事項を明示。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

平素から準備しておくべき基礎的資料の具体例や運送事業者の輸送力等の把握方法、避難施設について、指定の考え方やデータベース化の手続等を明示。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1 生活関連等施設の把握等

生活関連等施設（発電所、ダム等）については、把握すべき施設の範囲、安全確保の留意点が現時点で明らかにされていないため、今後所管省庁から生活関連等施設の把握に関する情報提供や管理者に対する安全確保の留意点の通知がなされることを前提に記述。

第2 県が管理する公共施設等における警戒

都道府県が管理する公共施設等は、多数の者が利用し、安全確保が必要となるため、都道府県が施設管理者として実施すべき予防対策を任意的記載事項として記述。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

地方公共団体が備蓄、整備すべき物資及び資材の種類、数量については、基本的考え方として、原則として防災のための備蓄と相互に兼ねるとともに、国と連携し対応すべきことを記述。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に周知することを任意的記載事項として記述。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

切れ目のない対策として、事態認定前の段階における「緊急事態連絡室（仮称）」の設置など、初動体制の確立及び初動措置について説明。

第2章 県対策本部の設置等

県対策本部を設置する際の手順について具体的に示すとともに、対策本部の編成例等体制の在り方や対策本部における広報体制についても記述。

第3章 関係機関相互の連携

国の対策本部、各省庁、自衛隊、他の都道府県知事等に対する要請や応援要求の手続を明示。

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

警報については、警報の通知や伝達の具体的方法を明示するとともに、市町村が行う警報伝達例を明示。

第2 避難の指示等

避難の指示を行うに際しての留意事項を整理するとともに、避難の指示の具体例を提示。

離島における留意事項等を示すとともに、弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊など、類型ごとに避難にかかる留意事項及び避難の指示の例を提示。

市町村計画の基準として、避難実施要領に定める項目や作成上の留意事項を明示するとともに、避難実施要領の例も提示。

第5章 救援

救援については、自然災害時の活動とかなり類似する面があり、すでに地域防災計画に詳細な定めがあることから、武力攻撃災害時における留意事項等を中心に簡潔に記述。

第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集、報告及び照会に対する回答等の具体的実施方法について記述。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

武力攻撃災害が生じた場合の対処の在り方を示すとともに、生活関連等施設や危険物質等を取り扱う事業所における安全確保を図るための手法等を記述。

第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

武力攻撃原子力災害への対処については、原子力発電所所在都道府県において既に策定されている地域防災計画の原子力災害対策編に準じた措置を講じるものとし、放射性物質等の放出の通報、住民避難の措置等の手続き等について記述。

NBC攻撃による災害については、国の方針に基づき対応することとなるが、その際留意すべき事項等について記述。

第3 応急措置等

緊急の必要がある場合における退避の指示、警戒区域の設定について、その手続等を記述。

第8章 被災情報の収集及び報告

被災情報の項目、報告様式等については、第一報は現在用いられている「火災・災害等即報要領」に基づき行うものとし、第一報報告後の随時の報告様式について提示。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

保健衛生の確保、廃棄物の処理については、原則として地域防災計画の定めに基づいて行うこととし、留意事項を記述するとともに、文化財保護のための措置にかかる手続について記述。

第10章 国民生活の安定に関する措置

生活関連物資等の価格安定のために関係法令に基づいて実施する措置や避難住民の生活安定のための措置について記述。

第11章 交通規制

都道府県公安委員会が行う交通規制の実施方法等について記述。

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

赤十字標章等及び特殊標章等の意義について示すとともに、標章の交付及び管理については、今後国が基準や手続等を定めることを前提に記述。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

応急の復旧の基本的考え方として、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うことなどを記述。

第2章 武力攻撃災害の復旧

復旧の基本的考え方として、国が示す方針にしたがって実施することなどを記述。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

国民保護措置の実施に要した費用の支弁、損失補償の手続等について記述。

第5編 緊急対処事態への対処

緊急対処事態は、ゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態への対処については、武力攻撃事態等への対処に基づいて行うことなどを記述。

資料編

各都道府県の判断により、実施マニュアル、図表等を掲載。